

令和 6 年 4 月 26 日

## タブレット端末を使用した「電子サイン」導入のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

広島県信用組合は、お客さまの利便性向上、および組合業務の効率化、脱炭素社会（ペーパーレス化）への取組みを目的とし、紙媒体で交付しておりました「受取書」に代えて、タブレット端末機を使用した「電子サイン」を導入いたします。

これにより、お客さまにおかれましては、当組合が発行していた「受取書」等を保管いただく必要がなくなります。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 電子サインのお取扱い

#### ・ お預かり時のお取扱い

お客さまから通帳や現金をお預かりする際は、職員がタブレット端末にお預かりする物件を登録し、お客さまに登録内容をご確認いただいた後、「電子サイン」をいただきます。これまでの「受取書」の保管が不要となります。

#### ・ ご返却時の取扱い

お預かりした物件をご返却する際に、内容をご確認後に「電子サイン」をいただきます。

#### ・ 対象となるお取引

渉外担当者などが訪問の際に受付したお手続き  
窓口で受付した即時完結しないお手続き

### 2. 導入予定日

令和 6 年 5 月 27 日（月）

### 3. 本件に関するお問い合わせ先

広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

以上